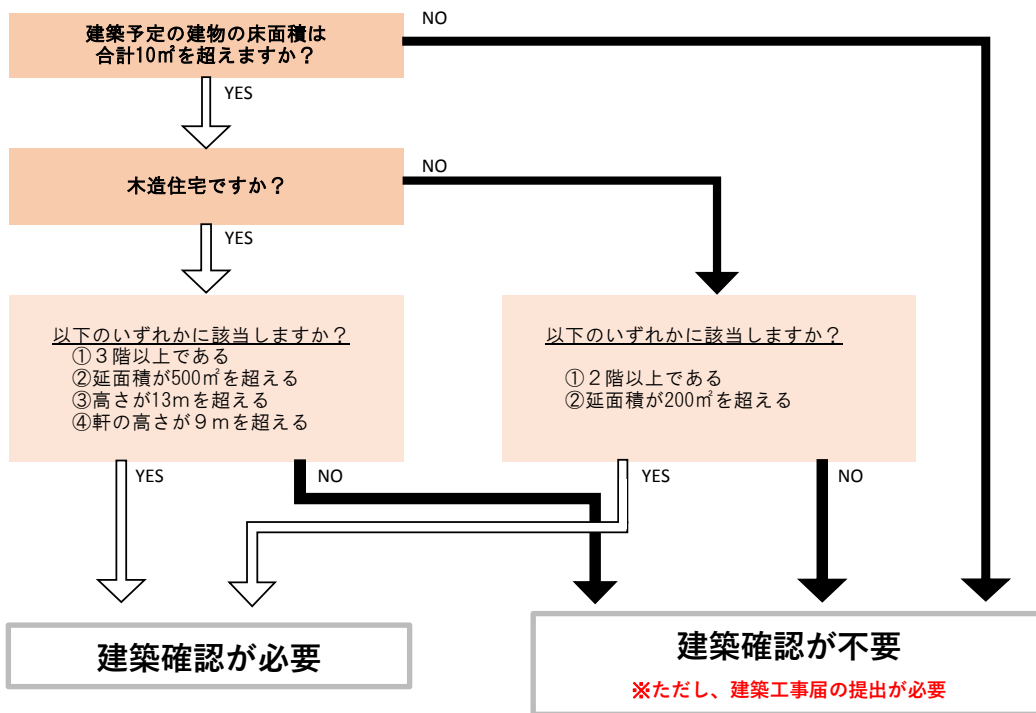


■家などの建築物を建てる時【加美・八千代区の場合】



■その他、建築確認が必要な場合

- 特殊建築物で、その用途が200㎡を超える建築物の場合

◇特殊建築物とは (建築基準法 別表第1より)

- ①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場など
②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎など
③学校、体育館など
④百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場など
⑤倉庫など
⑥自動車倉庫、自動車修理工場など

- 建設設備（エレベーター、エスカレーターなど）

- ### ○工作物

- ・ 6 mを超える煙突
- ・ 15mを超えるRC造または鉄骨の柱（アンテナなど）
- ・ 4 mを超える広告塔、記念塔
- ・ 8 mを超える高架水路、サイロなど